建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月19日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成24年４月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和ハウス工業株式会社　大野　直竹　大阪府大阪市北区梅田３－３－５　国土交通大臣許可（特―22）第5279号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

徳島県内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成24年４月20日から平成24年４月26日までの７日間

４　処分の原因となった事実　同社が平成５年から同６年にかけて施工した共同住宅の建設工事に関して、平成20年６月19日に特定行政庁である徳島市から所有者に対して、当該建築物が建築基準法に違反するものとして是正勧告書が発出されている。このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月19日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成24年４月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北ミサワホーム株式会社　佐藤　春夫　宮城県仙台市宮城野区榴岡４－２－３　国土交通大臣（般－20）第13281号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第１３７号

青森県八戸市根城９丁目13番９号

申立人　青森地方検察庁八戸支部検察官

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所不詳、死亡年月日不詳、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　不詳（平成23年７月ころ八戸海域で発見された男性）

事務所青森県八戸市北白山台１丁目８番26号　澤口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水健一郎

青森家庭裁判所八戸支部

平成２３年（家）第３０５号

宮城県石巻市高木字大沢75番地

申立人　鶴岡　弘子

本籍宮城県石巻市沼津字入51番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日平成22年５月５日、出生の場所宮城県石巻市、出生年月日昭和59年１月６日、職業専門学校生

被相続人　亡　木村めぐみ

宮城県石巻市前谷地字上楼屋４番地１

相続財産管理人　髙澤　哲也

仙台家庭裁判所石巻支部

平成２３年（家）第４０１１８号

東京都豊島区北大塚２丁目34番14号

申立人　江口　薫子

本籍東京都中野区丸山２丁目1917番地、最後の住所神奈川県鎌倉市山ノ内188番地、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日平成23年７月11日から20日までの間、出生の場所東京市神田区、出生年月日大正15年９月14日、職業無職

被相続人　亡　中川百合子

事務所横浜市中区吉浜町１－９の603　エトアール吉浜

相続財産管理人　司法書士　中村　　功

横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第５０６０号

福井市春山１丁目１番54号

申立人　福井地方検察庁検察官

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所福井県坂井郡三国町、死亡年月日平成７年５月24日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　氏名不詳（男性､年齢60歳前後、身長163センチメートル位、中肉、面長、白髪直毛、着衣は白色布製ジャンパー、白色ポロシャツ、茶色ベルト、黄土色メンパン、灰色青線ズック）

事務所福井市順化１丁目24番43号ストークビル福井一番館３階

相続財産管理人　弁護士　後藤　正邦

福井家庭裁判所

平成２４年（家）第５０６１号

福井市春山１丁目１番54号

申立人　福井地方検察庁検察官

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所福井県坂井郡三国町、死亡年月日平成８年６月４日頃、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　氏名不詳（男性、年齢30歳から45歳位、身長175センチメートル位、体格痩せ形、着衣は青色レインウェア上下、ジーンズジャンパー、格子柄シャツ、緑色トレーナー、カーキ色綿パン）

事務所福井市順化１丁目24番43号ストークビル福井一番館３階

相続財産管理人　弁護士　後藤　正邦

福井家庭裁判所

平成２４年（家）第５０６２号

福井市春山１丁目１番54号

申立人　福井地方検察庁検察官

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所福井県坂井郡三国町、死亡年月日平成17年５月13日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　氏名不詳（女性、年齢50歳から60歳位、着衣はチェック柄青色長袖シャツ、黒色スラックス、青色帽子、灰色靴）

事務所福井市順化１丁目24番43号ストークビル福井一番館３階

相続財産管理人　弁護士　後藤　正邦

福井家庭裁判所

平成２４年（家）第１２３号

愛媛県新居浜市御蔵町１番31号

申立人　神野　芳**隆**

本籍愛媛県今治市北宝来町１丁目１番地11、最後の住所愛媛県今治市四村262番地10、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日推定平成23年４月７日、出生の場所愛媛県今治市、出生年月日昭和６年４月５日、職業不詳

被相続人　亡　亀井　芳彦

事務所愛媛県今治市泉川町１丁目２番65号

相続財産管理人　渡部　裕二

松山家庭裁判所今治支部

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成２２年（家）第４９０号

奈良県生駒市さつき台２丁目451番地46

申立人　土本　**隆**平

本籍大阪府東大阪市東山町784番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日平成21年11月22日、出生の場所大阪府中河内郡枚岡村、出生年月日昭和６年３月29日、職業無職

被相続人　亡　土本　勝典

事務所大阪市中央区北浜２丁目１番21号　つねなりビル２階　フェアリー・ウェル法律事務所

改任前の相続財産管理人　弁護士　芦田　如子

事務所奈良市高天市町11番地高天飯田ビル６階やすらぎ法律事務所

改任後の相続財産管理人　弁護士　相良　博美

奈良家庭裁判所